

令和6年度 公共交通対策事業
掛川市自主運行バス掛川大須賀線運行事業公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本事業は、大須賀区域とJR掛川駅を直通で結ぶ公共交通の整備を目的とし、道路運送法第78条及び79条に基づく自家用有償旅客運送事業を行うものである。

2 運行業務委託の概要

- (1) 委託業務名
掛川市自主運行バス掛川大須賀線運行業務
- (2) 業務委託の内容
別紙「掛川市自主運行バス掛川大須賀線 運行計画書」のとおり
- (3) 業務期間
契約日から令和10年3月31日まで

3 委託業務に要する運行等経費

この業務における運行等経費は、40,000千円/年（消費税及び地方消費税を含む）以内の額とし、提案価格がこの価格を超過した場合は失格とする。

なお、20万円以上の修繕については掛川市負担とする。

また、運賃収入は掛川市に帰属するものとし、指定された口座に納入すること。

4 参加資格

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格登録業者であること。
ただし、未登録の業者にあたっては、「会社案内」「商業登記簿謄本（参加表明書等提出日の3か月以内のもの）」「印鑑証明書（参加表明書等提出日の3か月以内のもの）」「消費税納税証明書（参加表明書等提出日の3か月以内のもの・直前1年間の未納の税額がないこと）」「掛川市完納証明書（掛川市内に本店や支店がある場合）」「誓約書」（様式第6号）を提出した者。
- (3) 掛川市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (4) 法人格を有している者であること。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な法人であること。
- (7) 運行開始日時点において、業務遂行に必要な道路運送法等各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること。
- (8) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の国又は県の補助金交付申請に必要な資料の提供ができること。

- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていない者及びその開始決定がされていない者。
- (12) 掛川市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 28 日掛川市条例第 27 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

5 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加表明書等を提出するものとする。

- (1) 受付期限 **令和 6 年 11 月 21 日（木）17 時まで**
- (2) 提出先 掛川市都市建設部都市政策課（15 担当部署のとおり）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（期限内必着）
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式第 1 号）
 - ② 会社概要書（任意様式）
事業者の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等がわかるもの（既成の資料でも可とする）。
 - ③ 業務実績書（様式第 5 号）
他自治体、企業等において、本業務と同種又は類似の業務を受託した実績のある者は、業務実績を記載すること。なお、証拠書類として契約書の写しを添付すること。
 - ④ 誓約書（様式第 6 号）
 - ⑤ 掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格登録業者と同等程度の資格を有するものを証明できる書類（「4（2）」の書類）
- (5) 提出部数 参加表明書 **1 部**、その他の書類 **8 部**

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 公示日から **令和 6 年 11 月 21 日（木）正午まで（必着）**
- (2) 提出方法 質問書（様式第 2 号）に記入の上、持参、電子メールのいずれかで、掛川市都市建設部都市政策課へ受付期間内に提出すること。
実施要領の内容等に関する電話・口頭による質問は受け付けない。
- (3) 提出先 tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp
※件名は、「【質問】【参加者名】掛川市自主運行バス掛川大須賀線運行事業公募型プロポーザル」とすること。
- (4) 回答日 **令和 6 年 11 月 22 日（金）**
- (5) 回答方法 電子メールにて回答する。

7 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書等は以下のとおり提出するものとする。

(1) 企画提案に必要となる書類

電子メールにて提出するほか、**紙媒体で8部**提出とする。

① 企画提案書提出届（様式第3号）

支社などの委任先がある場合は、掛川市一般競争（指名競争）入札参加資格登録申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。

② 企画提案書（様式第4号）

別紙「掛川市自主運行バス掛川大須賀線運行計画書」に記載された計画を遂行するための業務内容の進め方やスケジュール等について詳細を記載すること。なお、必要に応じて参考となる資料を添付すること。

③ 参考見積書（押印のあるもの・任意様式）

(2) 提出先 15 担当部署のとおりに

(3) 提出方法

① 持参又は郵送

② PDFデータ（メールにて提出し、以下期限必着のこと）

※必ず両方法で提出すること

(4) 提出期限 **令和6年12月5日（木）17時まで（必着）**

8 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を無効（失格）とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

① 審査会に出席しなかったとき。

② 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。

② 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

③ 見積書に記載した金額（税込み）が委託限度額を超過したとき。

9 書類審査

参加表明書等の受付期限時点で参加表明した者が4者以上の場合は、提出された書類を事務局が審査し、書類審査結果を通知する。なお、3者以内の場合は事務局による書類審査は行わず、その旨を別途通知する。

提出された書類の審査については、企画提案書（様式第4号）の1、6及び7を審査し、審査結果の高い者から3者を最終審査対象者とする。

また、合計点数が同数の場合は、審査項目のうち、1、7の点数の高い者とする。

なお、ここで実施する書類審査はあくまでプロポーザル審査会への参加者を選定するために事務局が実施するものであり、その結果はプロポーザル審査会における審査基準には反映されない。

選定結果は、参加表明書を提出したすべての者に通知するものとし、審査に関する異議等は受け付けない。

(1) 結果通知日 **令和6年12月6日(金)**

(2) 通知方法 電子メールによる通知

10 審査方法

プロポーザル審査会を次のとおり行い、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。

(1) 実施予定日 **令和6年12月12日(木)13時30分から(予定)**

(2) 内 容 プレゼンテーション及び 質疑応答

※プレゼンテーションの時間は1者あたり説明15分、質疑15分を目安とする。

※プレゼンテーション会場への入室は4人まで可とする。

※詳細は参加者あてに事前通知するものとする。

(3) 審査基準等 別紙「掛川市自主運行バス掛川大須賀線運行事業公募型プロポーザル 審査基準」による。

(4) 審査基準点 審査基準点は **67点**とする。また、全ての提案者の得点が審査基準点を上回らなかった場合は、本プロポーザルは成立しないこととする。

11 審査結果の通知

審査結果を書面及び掛川市ホームページにより通知する。ただし、採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。

(1) 結果通知日 **令和6年12月13日(金)**

12 契約

審査結果通知後、本市と委託契約候補者は、契約締結に向けた協議を開始するものとする。原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、委託契約候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行うものとする。

13 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、委託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(6) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託についてあらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。

14 実施日程

| | 項目 | 日程 | 備考 |
|---|--------------|------------------|---------------|
| 1 | 公示 | 令和6年11月14日(木) | 掛川市ホームページ |
| 2 | 参加表明書等の提出期限 | 令和6年11月21日(木)17時 | 持参又は郵送 |
| 3 | 質問の受付期限 | 令和6年11月21日(木)正午 | 持参又は電子メール |
| 4 | 質問への回答 | 令和6年11月22日(金) | 電子メール |
| 5 | 企画提案書等の提出期限 | 令和6年12月5日(木)17時 | 持参又は郵送及び電子メール |
| 6 | 書類審査結果通知 | 令和6年12月6日(金) | 電子メール |
| 7 | プロポーザル審査会 | 令和6年12月12日(木)※予定 | 掛川市役所 |
| 8 | プロポーザル審査結果通知 | 令和6年12月13日(金) | 郵送及び掛川市ホームページ |
| 9 | 委託契約の締結 | 令和7年1月上旬 ※予定 | |

15 担当部署(提出先・問合せ先)

〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市役所 都市建設部 都市政策課 交通政策係 担当:伊藤、杉森

TEL:0537-21-1151

メール:tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp

| 評価大項目 | | 評価小項目 | 審査基準 | 配点 |
|-------|-------------|----------------------------------|---|-----|
| 1 | 運行管理 | (1) 運行管理体制 | ①運行管理者がいない。 | 5 |
| | | | ②運行管理者がいる。(採用予定を含む) | |
| | | (2) 車両管理体制 | ①車両管理者がいる。(採用予定を含む) | 5 |
| | | | ②車両管理者を置かない場合、その代替案が示されているか。その実効性はあるか。 | |
| 2 | 事故処理・危機管理 | (1) 事故処理担当者の配置 | 1) 配置している。 | 5 |
| | | | 2) 現在のところ配置していないが、今後配置する予定。 | |
| | | | 3) 現在のところ配置していないし、今後配置する予定はない。 | |
| | | (2) 危機管理マニュアル等有事に対応するマニュアルの作成 | 1) 作成済みである。 | 5 |
| | | | 2) 現在のところ作成していないが、今後作成する予定。 | |
| | | | 3) 現在のところ作成していないし、今後作成する予定はない。 | |
| | | (3) 万一の事故に対し、会社としての処理体制及び責任体制 | 処理体制及び責任体制が明確に示されているか。また、その実効性はどうか。 | 5 |
| 3 | 苦情処理体制 | (1) 苦情処理担当者の配置 | 1) 配置している。 | 5 |
| | | | 2) 現在のところ配置していないが、今後配置する予定。 | |
| | | | 3) 現在のところ配置していないし、今後配置する予定はない。 | |
| | | (2) 苦情処理マニュアルの作成 | 1) 作成済みである。 | 5 |
| | | | 2) 現在のところ作成していないが、今後作成する予定。 | |
| | | | 3) 現在のところ作成していないし、今後作成する予定はない。 | |
| | | (3) 苦情があった場合の対応 | 対応方法が明確に示されているか。その実効性はどうか。 | 5 |
| 4 | 他事業者との優位性 | 他事業者と比べて優位になる点やアピールしたい点 | 円滑な事業実施への有効性はどうか。 | 10 |
| 5 | 事業者選定後の工程計画 | 契約締結後運行開始までに必要と考えられる業務内容と概ねの実施時期 | 必要な工程が正確に把握されており、そのスケジュールは無理なく的確に示されているか。 | 5 |
| 6 | 運行に必要な施設 | (1) 事務所／営業所の設置場所 | ①市内に設置される。 | 5 |
| | | | ②市外に設置される。 | |
| | | | ③設置されない。 | |
| | | (2) 車庫／駐車場の設置場所 | ①市内に設置される。 | 5 |
| | | | ②市外に設置される。 | |
| | | | ③設置されない。 | |
| | | (3) 運転員の休憩所の設置場所 | ①市内に設置される。 | 5 |
| | | | ②市外に設置される。 | |
| | | | ③設置されない。 | |
| 7 | 運転員 | (1) 当該地区に配置する運転員数の把握 | 必要な人数を的確に把握できている。 | 5 |
| | | (2) 当該地区に配置する運転員の確保 | ①(1)で必要とされる人数を確保できている。(これから募集する人数を含む。) | 10 |
| | | | ②確保できていない。 | |
| | | (3) 当該地区に配置する運転員の経験年数 | ※審査対象外 | |
| 8 | 運行計画 | (1) ダイヤの設定 | ①運行可能。 ②運行不可能。 | 10 |
| | | (2) その他の項目として具体的に提案できる内容 | 円滑な事業実施への有効性はどうか。 | 5 |
| 合計点 | | | | 100 |